



## # I 過去の争い・裁判経緯

### # I 作文の荒筋

相続処理に無関心な弟に付け入り **文書偽造**して相続登記

その呵責と遺言で弟自営工場の『移設建設提示』→反故

強欲兄嫁が、弟工場移設差し止めその完結を策し **断交宣告**

娘の嫁入支度に暴額出資に弟が異議申し立て裁判合戦開始

初回弟は少額本人訴訟に対し、兄弁護士付け見返り **虚偽訴訟**

段階が進展兄の弁護士付き側へ高裁が **捏造書添え判決**進呈..?

続・工場移設裁判は裁判所が法廷勝訴書面敗訴の **2枚舌判決**

後日2枚舌判決ひっくり返るも **録音の偽造証拠**で元の黙阿弥

本人訴訟の断末魔；裁判所の違反を押付けられ締め出し..!

詳細は **裁判正常化道志会** ホームページへ (要検索)

## # I 過去の裁判経緯

A3版による経緯略式案内  
後続書面の根底・・・土台

## # II 傷害慰謝料請求裁判

本人訴訟断末魔裁判させない  
裁判からの締め出し

## # III 裁判所の裏通り (2月掲載予定)

裁判所；弁護士へ暗黙の加勢  
本人訴訟者裁判所で玉砕

関係者・活動者 各位

平成 28・01・中旬  
 裁判所の 求・覚醒者 山村 三郎  
 M・・・・s3yaeb@maple.ocn.ne.jp  
 乃至・・・裁判正常化道志会 HP

### 責任の無い裁判所・・・良心と責任は何処？

前書き (以降 HP 掲載予定の「経緯表」・「慰謝料請求訴状」・「裁判所ウラ通り」の紹介)  
 当作文は、後続 3 頁の「争い経緯表」の簡略解説とその次の訴状紙面への案内を兼ねます。  
 そもそも当裁判争いは、兄貴が弟の産業公害発生時、相続に無頓着な弟へ親父の遺言に乗っ取ってその窮状を救った・・・と、後々恩にきせることを目論んだことに起源しました。  
 これに強欲な義姉(兄妻)が当時・強い発言力をもって、兄貴の「工場移設約束」を押し崩し、後々の関わりを断つ為・・・兄貴に弟への「断交宣告」をさせたってことである。  
 この状況に、単独本人訴訟へ兄貴と悪辣大久保弁護士が目を付けデタラメ事項をデッチアゲ、トドの詰まり・裁判所がその弁護士食に同調し違反してまで指揮ったところに基因がある。  
 事が進み・・・その究極指揮は、国家後ろ盾と共に独占部署であるからそれを邪に・・・露骨に・・・  
 裁判所が、裁判しない・させない・・・ことの訴訟指揮で締めくくろうとしている  
 時には、世間風潮に反し暴力傷害行為も厭仆わない (表 9 枠・平成 22・12・20 日傷害 2 事件)  
 この邪指揮に司法が挙って同調し、社会も異を唱えない、現実には事実事象に反し「嘲笑う」状況にさえある。長いものには警察も巻かれて逆風ともなり、警察の中立は明らかに非である。

これ等諸々の事項がひと言では言い尽くせないため「経緯表」を表し、これを概略念頭に置きながら、後続傷害「慰謝料請求訴状」につなぎ、裁判所による無責任さと部外者国民の徹底的排除・潰し行為を「裁判所裏通」(2月掲載予定)で報告し諸兄の意見を拝聴したい所存です。  
 そこで以下に裁判(争い)経緯表の荒筋と後続書面への案内といたします

- 1 表示外前段はありますが、裁判の真髓からすれば、表 No5 枠・平成 14 年傷害治療費 11,240 円の簡裁請求訴訟を裁判長・長田修三が通常「小額裁判処理」をせず、大久保弁護士に同調・地裁の「損害賠償裁判」へ併合させ弁護士商売させたことが続く邪裁判の端緒である。(この邪職権発動により本人訴訟としての運命は、赤字表示の通り 6・7 枠でほぼ決定図けられ 9 枠で葬り去られる事態を弟が気付かなかったことで、警察と連携ダメ押しの“力づく”でめられたのです。)
- 2 続く地裁では案の定旨く口上できず全く逆さま事情が、証拠もない兄側に認定された、この控訴は明確な不正までして邪に「捏造(補正)書添え」次の「工場移設明示裁判」へは弟に不利なことのみを不正に引き継ぎ、弟の悪印象のみを創出固定させた。(表 7 枠工場明示)
- 3 裁判所は、一旦判決したことはそれが間違いと解っても是正しない、当裁判は、裁判所がわざわざ不正・その「負」を弟側に擦りつけ、これを文章では伝わり難いので弁論での口上を求めた、しかし今回の「慰謝料請求裁判」、これを強引に口上審議さえさせなかった。
- 4 これ等を踏まえて憲法の良心にうったえ掛ければ、逆に顰蹙ヒソクをかう状況にある。  
 後続掲載する予定の作文「裁判所裏通」は、法改正等を求めるではなく、これ等経験的実証を踏まえ裁判所の「良心」にうったえ改めて「責任への覚醒」を求めたい、
- 5 このためには私や道志会のみでは力不足であるため、広く諸兄の力添えを賜るべく広報した次第です、書面での力添え・裁判所への感想ご指南のほど重ねてお願いいたします。

1・警察 (単純解決を逃したその第 1 事情・・・警察の問い掛け)  
 さて、昔といってもふた昔にもなるかと思える昭和 40 年代・自営鉄構所の・・・ある会合で  
 英国等欧羅巴の鉄工所従業員は与えられた仕事(契約職務)しかししない  
 つまり、溶接作業者は溶接作業だけ・・・機械加工作業者もそれだけしかししない、況や町工場の無理な電気消費でヒューズが切れ停電でも・その修理・手当てをしないってことである。  
 我々社員数の少ない職場で不便な話である、しかし日本にもやがてそんな時代がくるやも知れない予感があった。とりわけ、几帳面な日本民族はこの傾向は顕著でもあるからです。  
 反面この几帳面があつてその技術が世界的信頼を得ているともいえる、凶面通り(法律通り?)  
 忠実正確にそして丁寧に仕上げる、この面からすれば当然であつても貴重な心がけではある。  
 しかし、日常まま経験する事でこの几帳面さが、不都合をきたす事に・・・交通取締りがある。  
 最近は少ないようではあるものの田舎の田畑の真中での“一時停止”の取り締まりがある。  
 几帳面さの他に警察としての事情もあるかとも思いますが、社会的見地からは無駄である。  
 一時停止での燃料消費は、時間で換算すると通常走行と同量消費になる(分≒13cc)(トヨタ・スズキ・・・調査)。アイドリング時の消費を全国調査すると日/ドラム缶数百缶になると環境省統計から聞いたことがある。この一時停止が田畑の真中だけではないことは勿論ですが、この取締りが無ければ少なくとも 13cc 以上の無駄はなかったし、資源保護からも負の作用でしかない。

先ごろ埼玉県狭山市で聞くに堪えがたい児童虐待があつた。一部報道によれば、近隣住民による複数回の通報が確認されている、しかし、警察は異常が無かつたとして“児童相談所”にも通知してなかつたとし、それは警察をイビル表現にも受取れ・また、別の見方からすれば、順序立てた手続に社会の拘りがある証明とも云える。問題は複数回の住民通報である。  
 警察は、職務で訪問聴取をしたそれ以上は“縄張り外”で職務は全うしたってこと・・・お役目で単に表面上見繕いその後で大事件になったことは幾件もある、それでもこの見繕いは存続。

同様のことが、この兄弟争いで具現されている。(表 1 枠・・・110 番)  
 ある親類集まりで弟の窮状に詐欺まがいの悪辣行為をしておきながら、娘の嫁入り支度には、2 億円近い出資をしたことが発覚・・・これを弟に置き換えて反省を求めた (平 07・01・07 日)  
 この訪問の瞬間「何し来た・・・ためーに用はねーケーれ」と突き押した挙句・・・110 番  
 「もしもし警察ですか、弟が来て暴れてます・・・直ぐ来てください」  
 警察車 2 台で 7・8 人が急行  
 {如何に兄弟でも我々には、関係ない。直ぐ出て下さい・・・!  
 でなければ・・・逮捕します}

この時・兄弟であるのに {どうしてですか・・・話し合ひはできませんか・・・?} とあつたなら兄貴は、「工場移設約束を反故しその不催促の恒久化のため断交した・・・!」とゆうであろうか、過去の兄貴の言い訳・その場のごまかしは「考えておく」である。  
 例え後日如何なる状況でもその「考えておく」を聞くための訪問は可能であるはずであり、警察が民間に立ち入ったとは思えない、小事の中での「問い掛け」は警察法の予防鎮圧である。  
 若しこれが成されていたら現在の状況は、そうとう程度様子は変わっていたと思える、その後年 2 回彼岸訪問の度に大げさな 110 番・幾バクかの浪費となり兄弟争いが邪に有名化した。

## 2・裁判所（第2のチャンス…毒アメはそのまま悪夢と化す）

以降は、行く度にボロクソ言われた挙句 110 番で突っ帰される、何回かで顔を見なれた警察官は、110 番その度に（別途小声で聞いてくる）

「何故ですか…?」「話し合いはできないのか…?」「本当の兄弟ですか…?」…と以後・職務とは云え兄貴の 110 番には、嫌な顔も見せずやさしく

「じゃまた…お引き取りください…!」 …と

こんな中に経緯表 No5 枠の蹴飛ばされての「傷害治療費回収裁判」となる。

実質 11,240 円である請求は、親父の遺言を絡め金額は一任された。（#3-1 金額一任約束）このことからとりあえず簡裁に訴訟したところ、反訴として全く根拠の無い損害賠償訴訟が地裁に起され、簡裁訴訟と併合地裁送りが弁護士提案され長田修三裁判長は、声高らかに地裁送りを宣言、通常の裁判長仲裁形式の話し合い裁判の予想は、弁護士の商業ペースで打ち砕かれた。不慣れな法廷でのやり取りが終わり予想だも無い 50 万円の支払判決、ただ、当方の本命である工場移設費支払約束の存在は認定された。これに乗っ取り「工場移設明示」裁判を訴したところ事実はまともに認定され法廷で No7 枠・松田清裁判長は、声高らかに

「原告の今回請求は 100 万・前回の未払い 50 万…100-50 で 50 万原告にやれば

この裁判は、終わりますが、どうです…話し合いますか…!」

『…一応判決をお願いできますか…!』…（平成 16・03・11 日弁論終結・5/21 日判決）

ところが、弁論終結後虚偽訴状；損害賠償の控訴判決が鬼頭季郎裁判長によって「捏造（補正）書添え」されて送り付けられたってことである。

つまり、兄弟で何故裁判か、それは兄が弟工場の産業公害に「自払工場移設」を、親父の遺言に絡めて提示してきた、これを強欲義姉が潰し反故…続く兄が「断交宣告」した。

これを高裁裁判長；鬼頭が、裁判原因である「不仲になったその原因」を弟が、工場で使う

「鋼材購入代金を兄にタカリ、断られたことで強い不満を抱き…絶縁状態」…とした。

（注意；「鋼材」は、親会社支給…購入しないし且つ、裁判資料にその字句も無い…捏造）（民訴 246）デタラメ故意にした捏造（補正）書添え判決・この違反判決書を明示裁判へ送りつけた（大問題・表 6・7 枠）以降全裁判に付き纏わせ裁判所は、弟を悪印象にこじ付け責任を回避した。こんな中平成 22 年ダメ押し「面談禁止」裁判を仕掛けられた…が、「兄払い工場移設費約束」存在が再度認定されたが、裁判趣旨は証拠の無いまま認定・80 万円の支払判決…ところが表 No9 枠の通り弁論では飯島弁護士・本人調書では張本人が応答不可の崖っぷち、平成 17 年の「面会録音を改竄偽造」し遮二無二嘘を見繕った、この録音を無審査証拠採用。（表 9 枠）合わせて判決日には、裁判所が匿う国営暴漢屋に弟の体が雁字搦めの中「ぶん殴られ出血」その取調べの最中に今度は、加賀町署員から「腕を後手にねじ上げられ肩痛症」の二重傷害、これは裁判所と警察の弟潰し、「裁判所からの追放」という質奸の悪い官々連携行為である。

23 年「工場移設費 16,000 万円」回収裁判を天下はれて訴すれば、既判力で棄却のみならず今回の「慰謝料請求」の如く裁判所は、国民の些細な正義をもぶちぎり、悪辣虚偽デッチアゲ裁判を邪に加勢する悪辣行為をした。面禁裁判での工場移設再認定は、子供騙しの心散しの毒アメに過ぎなかった、この証左は、暴漢屋が囲み威嚇下の口頭弁論…口封じ、とりわけ今回の口上不可なら…裁判しないとまでしたのを、詐欺り騙した、これは重大である。

## 3・司法法曹ぐるみの追出し（独占の微温湯改善指向者・本人訴訟者は法曹ぐるみで締めだし）

裁判の本人訴訟個人事情は、公平な立場で相談できるどころ・話せる処が現実には無いところが、世間は「裁判は弁護士に頼め」となっている、じじつそうかも知れない…、しかし本人同士の裁判は、簡裁 70%・地裁 16%(統計のみ間違いか?)以前は 50%前後であったが…また、審理期間は 2 月 40%・6 月内 94%、地裁では 3~6 月 37%が 1~2 年でもほぼ同数%即ち地裁は 2 月以上が 70%以上等々大方このような割合になる。

つまり、簡裁を傍聴すれば裁判長仲裁形式で殆どが結審、当裁判のように地裁送りは無い。

上記概略統計を見ても今回の裁判が、如何に不条理であり裁判の道筋を大きく逸脱している証左に尽きる。その上口上できなければ裁判しないとされたのが・突如の結審宣告にも接したことから再三にわたって再開を求めた、しかも趣旨確認すらしなかったことから判決は、甚だしい事実誤認が露呈し且つ、法に則らない裁判所の思惑・心象は個人的感情と化しての判決である。こんな状況を判決以前に察知し HP に掲載したもののその想定をも大きくとつ違えた判決は、訴訟指揮に名を借りた訴訟の詐欺とゆう不正をも包含する毒牙者判決である。（平 27(ワ)3791 号）

如何に素人とプロの鉢合せとは云え小額訴訟での出発、途中からの専門家依頼ができ難く、ずるずるとした個人プレイ、これ程蔑ろにされるのは独占機関裁判所の身勝手な横暴である。傷害裁判…通常なら診断書だけあれば、ほぼ事足りると聞いている、それがありったけのこじ付けをまくし立てられるのは、国家の国民つぶしでしかない、憲法での「良心」はイヅコに彷徨ヲヨわせているのか、たった一人の国民を狙い撃ちするってな国家の魂胆が知れない。裁判所は、こんなひ弱いものをターゲットに追い出して如何程の利益するのか…! 拾数年の裁判所からの追い出し邪な国家的利益でしかない、財政窮乏の折国民として残念の由

改めて振り返ります

平成 16 年 5 月松田清の「2 枚舌判決」でしっぺ返しされ、国家国民のために裁判所横暴改善を求めたら、逆に弾き者に烙印されると云う、本末転倒事態・国民挙っての大きな課題である。一部外国の汚職事情を傍目で見ながら向きを変えて自国を見定めてみると、国家正義を背負う裁判所が、陰に隠れ…或は本人訴訟者の前では露骨にイカサマを横行させる、文明国の目立たない隠れたアキレス腱それは、裁判所の差別と特定国民への法曹ぐるみの潰し排除であった。国民は傍観者でなく挙って「良心」にカジをきらせようではないか、声を上げてください 裁判は、個人間で恨みを創出し・国家財政を食い物にしているだけ…「金」を生まない。国家は一千兆円を超える借金を抱え、国民として国家に何ができるかを考えるべきではないか、ケネディ大統領の銘訓が思い出される…裁判所は、自己覚醒し直視すべきである。

時代は変わり

今や国際化が叫ばれそのボウダレスは遠に取っ払われているにも拘らず、日本は外国にも言えない・忍耐する、この反面国内では隠れた邪行為はその「和」を活かして時に裏通りを闊歩する、特定人を潰すではなく活かして活用するのが裁判所賢人の成すべきことである。たった 1 つの決断で決着できる、その勇気・正義を求める…それが公人たる所以である。最高裁長官の「裁判の心得」の再認識を求め、納得のゆく司法を期待いたします。

No	項目 (赤字重要)	山村弟事情	山村兄事情	司直事情 (他関連事項)	備考 (青字=証拠類)
別 梓	親父・死去 昭和 39・12・29 松江・姉	親父死去 2 日前・親父が最後に近いとの事で兄貴が工場 に向えに来た、それは好天の午後である {2 人での話 ; 500 万円贈与請求 →300 万円 (実行)}	聞いてない・走り書き無し 弟・姉はちゃんと分けるから登記印押す→騙し	遺言 ; 弟分家の事情 (有・走り書き、兄が所持) 300 坪の土地に住まい (住居) 建設、現金 300 万贈与	
1	受・断行宣言 昭和 45・秋 昭和 46・02・01 平成 05・01・07 証拠 (平 07・01・07)	工場公害の発生・遺言からめて兄自払い工場移転を提示 移転約束反故、後続請求断つ策略で兄 刈・・受・断交宣告 ならば、弟にも然るべき処理を求め訪問・・110 番 #02 証文 (両者を知る銀行支店長の証文・証言・妻の証言) 親類集まり、兄娘の嫁入り支度約 2 億円出資・・訪問 →	発言力あった義姉 (兄妻) の大反対で移転約束反故 (#2-5 証言) (親父遺言工場移設・破棄の恒久化を策略) →断行宣告 ←・娘の嫁入り ; その支度に約 2 億円出資話を聴取 兄訴状での陳述全て虚偽・・証拠ナンシ・・#2-5 妻証言 弟を暴行して置いて・・110 番で追い出させた	争いの発端 No1 梓 110 番警察 ; 直ぐ出て下さい、なくば逮捕です	相続問題は兄が全相続引継ぎで決着 済み、その呵責で兄が親父の遺言 に絡めて工場移設を提示・・ これを義姉が潰し・兄が断交宣告
2	登記抹消裁判 平成 07・07・10 証拠	妻昭和 52 年相続疑惑で法律相談 →登記済み一切ダメ しかし、断交が余り長期化したことから、この兄弟断交 宣告の腹いせで相続「やり直し裁判」を提起	結果 弟工場経営を金銭支援=20・30・50・100 万を何回か支援・・嘘 親父遺言書 (走り書き) ; 無しと隠蔽且つ、文書偽造登記発覚	横・平成 6 年(ワ)1737 号所有権抹消登記抹消 →棄却 1 審一 文書偽造で相続登記・明るみに出たが・時効敗訴 2 審一時効せず、昭和 52 法相談求証明・領収書不提示 証明 ; 有料相談・・#4-1 領収書・有り (聞き逃し未提出)	裁長 ; 内藤正之 書官 ; →提示せず・・敗訴 (司法間操作・・?)
3	刑事事件 平成 09・08・09	受断行→出入り禁止→不条理・・街宣実行	ギブアップ・求街宣中止 →警察「頑張れ」と声援 (供述調書 P27) P11 母指示・P34 警察引延し・P5 暴れ出す・嘘・P4 機械購入 でタカリ・嘘・P3 資金支援・嘘 (#3-1 供述調書・全部嘘)	横・平成 9 年(わ)1733 号暴力処罰法 1 条違反・罪 1.6 月 警察 ; 兄へ状況事項のメモ・録音等々を指示 警察 : 頑張れなさい・→街宣ヤラセ・・奨励・支援	検察・葛谷茂 裁長 ; 新田誠 判決一暴力処罰法 (刑法 208・222)・・冤罪
4	(偽・窃盗事件) 平成 14・05・21	治療費支払約束不履行、担保で玄関戸預り・兄承知したの で車に積んで預かる	28 日治療費 11,240 円支払約束・・→不履行 (警察仲介約束証) 5/21 日・担保で玄関戸預かりを承知しておいて・・110 番 (騙し・ヒッカケ・・犯罪)	横険・ 5/21 日騒動・5/30 日取下げ解放 3/21 日の集金騒動時立会い警官へ連絡・不在・不可 後・自宅で窃盗罪逮捕・・泉署	兄貴 ; 刑法犯
5	傷害治療費請求 平成 14・07・07	平成 14・03・21 日生家へ先祖参り受傷・治療費払い約す、 28 日夜支払→嘘・騙される・簡裁請求 ¥11,240 円、	争い=裁判連続の端緒 No5・6 梓 →裁判・・(連続裁判の端緒)・弁土地裁虚偽裁判と併合提案	鎌・平成 14 年(ハ) 305・370 号(平(ハ)305 号平(ハ)370 号) 弁士提案・地裁損害請求と併合・裁長・弁護士に同調 「職権で地裁送りする」と大見得きって宣告	裁長 ; 長田修三 書官 ; (女) #3-1 金額一任支払証
6	損害賠償(虚偽) 平成 14・10・09 平成 15・08・29 2 審 弁論終 2/3 日 判決 2/17 日 証拠	断交理由 工場移設費請求の永久遮断策し兄が断交宣告 → 受・虚偽訴訟・工場移設建設約束の存在認定 1 審は原因なんかは重要視しないとの事、・・不満 → 押掛け・怒鳴り込みの嘘が採用 50 万円支払い判決・・不満 #02 証文・5-5 嫁母との電話録音	簡裁傷害請求・地裁損害請求を併合弁護士職が複雑化を図る 機械購入代金タカラレ断ったら弟が不満で断交状態 (虚偽) 治療費訴訟に対し嫌がらせの起・損害請求・・虚偽訴訟 移設約束反故を逸らし、弟の押掛け・諸毀損を嘯き邪に誘導 1・2 審共・核心部分は全て「嘘」具体的証拠なし → 兄弟断交理由 → 証拠ナンシ	横・平成 14 年(ワ)3758 号傷害と 3790 号損害 (併合) 1 審・賠償 50 万・・敗訴、兄の移設反故と断交宣告 ・・認定 2 審 ; 平成 15 年(ネ)5603 傷害・16 年(ネ) 554 損害 裁官 ; 原因をよく考慮して判決する・・と 鋼材購入金タカリ断られ (弟が) 不満で断絶した・・と 断交理由・・「捏造 (補正) 書添え」判決 → #5-3・1 審・判決 P5・5-4・2 審・判決 P5	1 審裁長 ; 西村則夫 2 審裁長 ; 鬼頭季郎 (民訴法 246 違反) 裁判人生決定付けられる 鋼材・親会社支給 購入鋼材字句資料に無い
7	工場移転明示 平成 15・09・01 平成 16・05・21 証拠	弁論最終日法廷・今回請求 100-前裁未払 50=50 万円 原告にやれば終る (勝訴)・・話し合うか? →求・判決 損害賠償での工場移設約束認定・#2 支店長証文	高裁「捏造補正書添え」判決を判決前送致→ (2 枚舌判決資料) (弁論終結平成 16・03・11 日) 具体的証拠ナンシ	横・平成 15 年(ワ)3727 号工場移転明示裁判 弟請求 100 万-未払 50 万=残 50 万原告にやれば終る 話し合うか・・? 『一応判決お願いできますか』 →棄却 明らかな「2 枚舌判決」、法廷勝訴が判決書→敗訴 (鬼頭=松田・連携で敗訴デキレース化が固定される) #2-1 証文・5-3 判決と 5-7 判決 各 P5	裁長 ; 松田清 デキレース固定化

No	項目 初日・終日	山村弟事情	山村兄事情	司直事情	備考
8	裁所から締出し	当兄弟争い；親父の遺言に絡めた工場移設約束から断交宣告に発展反故の恒久化を策した。この断交で後続請求を遮断・押しして先祖参り、玄関で受傷治療費不払いで訴訟これを敢えて地裁送りしたのが法曹の策略；裁判所と弁護士の暗黙連携。裁判所が、相応にウテあって居たのはここまでで後は口頭弁論しないで訴訟指揮る、この回復を待つって事・そして強情に反攻すれば、力づくで潰される。大久保弁護士一家を表に出し背後には、国営暴漢屋を引き連れ威嚇し、警察・検察を控えさせ、いざとなったら国力で簡単にねじ伏せる。それを露骨に出したのが次の「裁判所のぶん殴らせ」事情である			
9	面談禁止申立 平成 17・09・15 平成	因縁付申立・仕掛けられる筋合無し・逆さまな現場	遺言逸らし恒久化→断交宣告（弟に連敗悪印象）→面談禁止（工場移設反故の最後のダメ押し）	横；平成 17 年(㊄)709 号面談禁止申立→12/9 日禁止 弟さんの怒りは良く分かりました、でも判決は別です・	裁長；秋山 勉？
	面談禁止裁判 平成 22・04・27 々 22・12・20 証拠 裁所暴漢屋 受傷 逆訴 警察から受傷	訴状 P11 文 47 年＝何事あった・些細な違い＝大きく違うか逆様 ← 敗訴だが N06「捏造（補正）書添え」判決ひっくり返る（#5-7 面禁判決 P20） 判決終了後裁判所前庭で自車に向かう瞬間東京から出張 助入・国営暴漢屋鈴木千春に待ち構えられ「ぶん殴られ受傷」出血、警察は暴れるから・・（2 年後逆傷害で受告訴）待機警察へ事情説明中、後方警察官に逆後ろ手にねじ上げられ肩受傷	←面会録音・訴状 P11；43 年～47 年・・事実経過・・些細な違い 口頭弁論初日原告弁士にして応答不可・・（#5-9 弁論調書） 兄は本人調書で兄弟断交理由応答不可→ノーコメント・・と 原告にして 2 人共応答不可（#5-2 本人調書 P17） P11 は、弁士会館での面会内容を照会・・嘘だから応答不可 それを見繕うため「録音の改竄偽造 CD」を証拠提出 事実、30 秒→35 分に偽造、訴状 2 行→反訳 24 頁位に偽造（#210110 確認訴状 P7）	平成 22 年(ワ)2228 号面談教養禁止等請求；面禁 80 万 1 弁論と尋問で追い詰め応答できず弟勝訴寸前 2 そこで弁士 3→12 人に増員威嚇し判決待つ 結果工場移設建設約束存在は再度認定、しかし押かけ等粗野な言動は邪に認定（証拠なくも弁士作文は採用）  地裁総務岩崎光宏から逆に受・被害届られる・受調書 裁判所暴漢屋 30 人雁字搦めの最中に「ぶん殴られる」 警察は、弟を試験台にしたような感じで「肩痛」	裁長；石原寿記  16,000 万円訴訟権認定  裁判  “行為の終演”  であり終焉かも・・・？
10	一任残額請求 平成 23・05・21 平成 23・12・09 証拠	No5 傷害事件処理費＝金額一任支払約束に基く・警察官 仲介兄弟立会い証文提示（弁論せずに証拠とは不認） 兄弟身内が署名「#3-1 証文」「# 念書」	平成 17・07・19 日自宅で支払意思表示（警察官立会い姉署名） （親父の遺言絡めて金額を一任してきた・・） 兄側は、デタラメ虚偽陳述故、証拠ナシ	横・平成 23 年(ワ)2866 号金額一任の残額請求→棄却 口頭弁論と銘打ち弁論せず・終結・前庭に警察車待機 裁判拒否・→ 強制退去命令・・（合議制） 証拠提出もさせず・裁判拒否故、真実伝え得ず	裁長；秋吉仁美 デキレース・・合議制で嫌 がらせコンペヤ式に棄却
11	虚偽損害賠償 平成 25・08・08 証拠	No5 面談禁止裁判での提出証拠録音の偽造 これの波及損請求 #6 面禁弁論調書（弁士応答不可）と訴状 P11	弁護士会で弁士・兄弟の 3 者面会・・話にならず弟 30 秒で退席 その録音→35 分に改竄偽造 面禁訴状 P11・11～18 行面会状況を虚偽記述	藤簡・平成 25 年(ハ)84 号（録音偽造）損害賠償・・棄却 法廷打合；面会室借用時の申請書・提出申出て・求書面 1 ヶ月後・・申請書却下・・確たる証拠の隠蔽 瀬戸際で裁長邪職権で弁士の罰を回避させる	裁長；直井和夫
12	工場移転費決済 平成 26・03・10 証拠	移転費 16,000 万円求決済・No9 で請求権証明故の再請求・訴状他全資料で再請求を明記 裁判所；詐欺、裁判料等返戻請求中 #5-7 面禁判決 P20 約束事実再確認済	答弁書に既判力と説明・却下宣告を忠告 （にも拘らず弁論開始される）  真っ当に答弁できず、既判力のみ強調→口頭弁論強行→最官放置	横・25 年(ワ)4928 号工場建設費決済請求・・判決?? 口頭弁論 2 回目で突如既判力と言い出し・終結宣言 内田貴文・うっかり・書官・解らない仕方ない 判決書；書面無し、有耶無耶終結	裁長；内田貴文 書官；須永
13	虚偽と波及損 平成 27・03・20	工場移設・既判力故、兄訴状全部虚偽への損害波及請求 16 年捏造補正・2 枚舌で敗訴・22 年復活 #5-7 面禁判決 P20	相変わらず中身への反論せず・・ただ既判力	横・平成 26 年（ワ）第 2194 号虚偽とその波及損 求工程は裁判で決るもの・複数回補正・裁判料徴収 裁所違反で既判継承・求・良心で判決・・既判力・・→ 兄には違反して書添え判決、今度は当方へ求・真っ当判決	裁長；倉地康弘  棄却
14	傷害告訴 平成 27・03・13	兄家玄関で後から付き押され固定戸に激突 診断書；全治 15 日間	墓が工事中故、面禁中の実家に先祖参りの帰途・突き押され受傷 この見返りに住居不法侵入で受・告訴？	横・平成 26 年検 9152 号 傷害；不起訴 弟告訴・・先に無罪とし検察不服・・の様子見	検事；村上大
	慰謝料請求 平成 27・12・15 平成 27・01・12	口頭弁論で口上できなければ裁判しないと、最低限裁判 工程は求通知 →通信無し・・90 万円請求 6 回弁論再開申立てる	一切無い・争う・・と	横；平成 27 年(9)3791 号 障害慰謝料請求（未通知不詳） 弁論初日、初っ端「判決心象得たので終結」12 日判決・・と  不受・・再開申請 6 回→ダメ、返答も無し 1/12 日→棄却	裁長；熊谷浩明